安全装置等導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

改正　平成３０年３月２３日

（目 的）

第１条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等の導入に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第２条 助成の対象となる安全装置等（以下「装置」という。）は、次に掲げる装置で、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が認めたものとする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

１ 後方視野確認支援装置

２ 側方視野確認支援装置

３　呼気吹込み式アルコールインターロック装置

４　ＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

（助成対象）

第３条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、新品装置を現金もしくは割賦販売での購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）の、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

なお、前条第１号及び第２号のいずれにも該当する一体型である装置を導入した場合、全ト協会計から４万円を交付する。

（装着対象車両）

第４条 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

（助成金の交付額）

第５条 １機当たりの助成金の交付額は、次のとおりとする。

　　　　ただし、千円未満は切捨てとする。

また、国等の補助金および助成金の合計が装置の導入費用を超えない範囲とする。

１　後方視野確認支援装置の交付額は、導入費用の２分の１で限度額は６０,０００円とする。

助成金の内訳は、交付金会計で４０，０００円を限度に交付し、全ト協助成金は全ト協会計で２０，０００円を限度として交付する。

　ただし、各会計の予算枠を超過した場合は、超過した会計の助成金は支払わないものとする。

２　後方視野確認支援装置で、ドライブレコーダー機器に相当する機能を有する一体型の場合は、安全装置等導入促進助成金とドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金との両方の助成金を交付する。

ただし、一体型の判断は、全ト協の装置一覧のとおりとする。

この場合の本要綱による１機当たりの助成金の交付額は、導入費用の４分の１とし、限度額は前第１項のとおりとする。

３　側方視野確認支援装置の交付額は１機あたり、全ト協会計の全ト協助成金のみで２０，０００円を交付する。

　ただし、全ト協会計の予算枠を超過した場合は、支払わないものとする。

４　呼気吹込み式アルコールインターロック装置およびＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の助成金の交付額は、全ト協会計の全ト協助成金のみで２０,０００円を交付する。

５　全ト協助成金は、国の補助金（安全装置等補助金のみ）が交付された装置には、交付しない。

（助成の上限台数）

第６条 １会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

（交付申請）

第７条 会員事業者は、様式１の「安全装置等導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

２ 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

（交付決定）

第８条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式２

「安全装置等導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

２ 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告・助成金請求）

第９条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式３の「安全装置等導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式４の「安全装置等装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

２ 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

（助成金の交付）

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金交付請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、購入およびリースによる導入とも会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の返還）

第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（装置の処分制限）

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

　　　　また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた安全装置等導入促進助成金交付要綱および要領も適用する。

附則

本要綱は平成１８年８月１日より施行する。

平成１９年５月１１日 一部改正（平成１９年５月１１日施行）

第２条１項、第３条、第５条、第１０条

平成２０年７月１０日 一部改正（平成２０年７月１０日施行）

第５条

平成２２年７月７日 一部改正（平成２２年７月７日施行）

第２条第１項・第２項・第３項、第５条第２項、第１１条

平成２３年５月１３日 一部改正（平成２３年４月１日施行）

第２条第４項・第５条第１項・第１１条第１項第４号

平成２４年６月２９日 一部改正（平成２４年６月２９日施行）

第２条、第３条、第５条、第７条、第９条、第１０条、第１１条、第１２条

平成２５年５月１３日 一部改正（平成２５年５月１３日施行）

第１条、第２条・第１項・第２項・第３項、第３条、第５条第１項・第２項・第１号・第２号・第３項

平成２６年３月１８日 一部改正（平成２６年４月１日施行）

第２条、第２条第３項、第５条第２項

平成２９年５月２４日 一部改正（平成２９年４月１日施行）

第２条、第３条、第５条第３項・第４項・第５項、第１１条、第１２条、第１３条

平成３０年３月２３日 一部改正（平成３０年４月１日施行）

第３条、第５条第１項・第３項・第４項